令和6年度税制改正要望事項(新設·<u>拡充</u>・<u>延長</u>)

(国土交通省 海事局 外航課)

			(国土交通省	海事局	外 航 課)
項目	名	国際船舶の所有権の保存登記	等に係る特例措置の拡	充及び延長	툿
税	目	登録免許税			
		の概要】 船舶の所有権保存登記及び抵当	i権設定登記に係る課利	党の軽減措	i置を講じ
	国際 を踏ま 配乗船	の内容】 船舶 ^{※1} の要件について、我が国 えて、現行の5類型(①近代化 、④LNG 運搬船、⑤RORO 船)を 見直した上で、以下の通り要望	:船、②新マルシップ混 た2類型(①承認船員配	混乗船、③	承認船員
		国際船舶:日本船舶であって、その車 に必要とされる技術の水準、			
要	軽減措 所) 船について、対象を国際船舶の 置を拡充した上で延長する。 有権保存登記 税率 2/1000(当権設定登記 税率 2/1000(本則 4 /1000)	€し、以下	のとおり
望	※ 2	特定船舶:事業基盤強化計画を作成し 国土交通大臣の認定を受け 環境性能等について一定の		づいて導入	
の内	て、以) 船(既存の外国籍船を日本籍1 下の現行の軽減措置を延長する 有権保存登記 税率 3.5/1000	0	する船舶)につい
"		当権設定登記 税率 3.5/1000	(本則4/1000)		
容	(適用)	期間) 間(令和6年4月1日~令和8	年3月31日)		
	租税!	条文】 特別措置法 第 82 条 特別措置法施行令 第 43 条 特別措置法施行規則 第 31 条の 運送法 第 39 条の 19、第 39 条の 第 45 条 運送法施行規則 第 42 条の 14、 第 45 条	の 20、第 44 条の2、第		
			平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	▲ 27	. 5 百万円
			(中)交日1年リル以外役員/	(「ロハロ)

(一百万円)

(改正増減収額)

(1) 新 外航日本船舶である国際船舶の増加を促進し、我が国の経済活動を支える国 設 際海上輸送の安定的な確保を通じた経済安全保障の確立を図るとともに、安 全・環境性能等に優れた船舶の導入を促進し、日本商船隊の国際競争力の強化 を図る。 拡 充 (2) 施策の必要性 又 四面を海に囲まれた我が国は、貿易量の 99.6%を海上輸送に依存しており、 は そのうち 66.2%を我が国の外航海運事業者が担っている。 延 近年の国際情勢により経済安全保障の確立の機運が高まる中、我が国の経済 長 活動を支える国際海上輸送の安定的な確保が喫緊の課題となっており、その中 を 核を担う国際船舶の確保を図ることが極めて重要である。 必 そのためには、国際船舶の取得に係るコストを軽減することにより、外航船 要 舶の取得に対して税負担等の免除・軽減措置を講じている諸外国との競争環境 لح を整えるため、本特例措置を延長することが必要である。 す また、世界単一市場の中で熾烈な国際競争に晒されている我が国の外航海運 る 事業者が、安全や環境負荷低減といった国際的・社会的ニーズに応え競争力を 理 高めるため、安全性や環境性能等に優れた高品質な船舶(特定船舶)の導入を 由 促進するため、新造船について対象を特定船舶に限定した上で課税の軽減措置 を拡充することが必要である。 【政策体系の中での位置付け】 交通政策審議会海事分科会国際海上輸送部会答申(平成 19 年 12 月「安定的な国際海上輸送の確保のための海事政策のあり方 今 について」)においては、経済安全保障の観点から外航日本船 舶の意義・必要性が確認され、その必要規模は約 450 隻と試算 の 政策体系 されたところ。 要 における 望 政策目的の 【政策評価体系における当該要望の措置の位置付け】 政策目標: 6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確 位置付け 租 保·強化 施策目標:19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推 税 進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保 特 合 を推進する。 別 理 業績指標:56 国際船舶の隻数 措 国際船舶の隻数を、令和8年央までに 345 隻に増加させると 性 置 ともに、最終的には外航日本船舶を約450隻確保する。 政策の 我が国の造船事業者により建造された船舶のうち、特定船舶 1 達成目標 の構造、装置又は性能に係る要件を満たす船舶について、特定 関 船舶の導入を促進することにより、令和7年度を目処に外航船 連 舶については約30%の普及を目指す。 す 租税特別措 る 置の適用又 2年間(令和6年4月1日~令和8年3月31日) は延長期間 事 項 国際船舶の隻数を、令和7年央までに332隻に増加させる。 同上の期間 1年間に新たに就航する新造の国際船舶のうち 20%を特定船 中の達成 舶にする。

政策目的

目

		政策目標の 達 成 状 況	と比べて 34 隻士 航日本船舶を 4 要がある。 また、特定船 に就航した新造		として増加 に向け、引 和3年の制 特定船舶は4	傾向にあるが、外 き続き取り組む必 度創設以降、新た
			△和○ 3ケ英の正生			
				-		7年度の平均
				<u> </u>	隻数 	金額 13.9 百万円
		要望の	(中古船)	所有権保存登記	17 隻 	
	有	措 置 の 適用見込み	(3. 5/1000)	抵当権設定登記	9 隻	19.6 百万円
	効	週份无处》	特定船舶 (新造船) (2/1000)	所有権保存登記	2隻	18.4 百万円
	性			抵当権設定登記	1隻	9.1 百万円
		要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	国際船舶の取得に係るコストの軽減を通じて、国際船舶が増加していることから、本特例措置の有効性が認められる。			
<u> </u>		当該要望項 目以外の税 制上の措置	国際船舶に係る課税標準の特例措置(固定資産税)			
		予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	_			
	相当	上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	_			
	性	要望の措置の 妥 当 性	は、国際船舶のとは、我が国際のとは、我が国際をはるというである。は、また、国際のののでは、は、またののののでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	る登録免許税の記 取得に係るする 所活動を立た のうち が が が が が が が が が が が が が が が が が が が	の軽減をもので、といるによ送め 対はれ	りその増加を促進 の安定的な確保を り、本要望の措置 象を特定船舶に限 、国際的・社会的 た高品質な船舶の

これまでの租税特別措置の適用実績を担います。 おおば 記 租 置 よ 手	B代特別 計置の 適用実績 ※海 語特透明化 はに基実 間査結果 税特別措	ミ績 (1	12年度 百万円 4隻) 際船舶に係る	令和3年度 66 百万円 (31 隻) 手続きの実績を集計	令和 4 年度 59 百万円 (34 隻) †	
_ #	B代特別 計置の 適用実績 ※海 語特透明化 はに基実 間査結果 税特別措	· [編 (1	百万円 4 隻)	66 百万円 (31 隻)	59 百万円 (34 隻)	
これまでの租税特別措置の適用実績に	画用実績 ※海ュー ※海ュー ※海ュー ※ ※海ュー ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※	〔1	4隻)	(31隻)	(34隻)	
れまでの租税特別措置の適用実績に	※海・ 目特透明化 性に基づく 通用実態 間査結果 税特別措	事局における国際	祭船舶に係る	手続きの実績を集計	 	
での租税特別措置の適用実績は租置よぼの	に基づく					
の租税特別措置の適用実績に対している。	に基づく					
税特別措置の適用実績は租置よぼの						
特別措置の適用実績に対しています。	問 査 結 果 税特別措					
措置の適用実績に 祖置よぼの	税特別措					
直の適用実績に						
適用実績に	の適用に 本特					
用実績 (手の)	3 41 m 1 ,				るコストが軽減さ	
積 (f					・軽減措置を講じ	
	・段として ている 有効性)	の語外国との-	コスト左の	縮小が図られる。	,	
<u> </u> 数		とめた国際海	上齢学のな	を P L 手 亜 か 宮 啓	これの数件を図る	
果前	前回要望時 のはポロボーため、国際船舶の隻数を令和5年央までに 293 隻に増加させ					
IC の	译成 片 禮					
連						
る か		令和5年央の国際船舶の隻数は 306 隻であり、前回要望時の				
事度						
^現 に	達してい 目標を	を達成した。				
	い場合の					
	曲					
		3年度 創記		> 1 125		
					国際蚁鲌 (蚁蛉 5	
	一, , ,	11 千皮 加力				
			の見直			
	平成 1	12 年度 延長	툿			
	平成 1	4 年度 縮源	載・延長(税率 1/1000 →	1. 5/1000)	
		平成 16 年度 縮減・延長 (税率 1.5/1000 → 2/1000)				
これまで				税率 2 /1000 →	2. 5/1000)	
要 望 経	X 章			5/1000 \rightarrow 2/10	000)	
i e						
	平成 2	26 年度 拡充	て『延長(拡充は認められる	す延長のみ)	
					ず延長のみ) PSCによる拘留を	
			た・延長(船齢要件の撤廃。 一度も受けたこ		
	平成 2	28 年度 拡充	た・延長()	船齢要件の撤廃。 一度も受けたこ 定)	PSC による拘留を とがない船舶に限	
	平成 2	28 年度 拡充	た・延長(た・延長(た・延長(船齢要件の撤廃。 一度も受けたこ	PSC による拘留を とがない船舶に限	
これまで	回達 回ら及達い	国 国 国 5 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三	隻 祭 安でで そずずずそでで きゅうでき でき いっぱん いっぱん いっぱん いっぱん いっぱん いっぱん いっぱん いっぱん	和5年央までに 数は 306 隻であ 数は 306 隻であ めら(延長の受けた) 発験ををを追加 税率 1/1000 → 税率 2/1000 → 5/1000 → 3/10 拡充は副から1000 → 3.5/10	293 隻に増加され 5り、前回要望時の 国際船舶(船齢 、国際船舶の定す 1.5/1000) 2.5/1000) 2.5/1000) ず延長のみ) 1000)	